

## 綾瀬市共同住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地球にやさしい社会の実現に向け、環境保全意識の高揚を図るとともに自然エネルギーの有効活用に資するため、新たに共同住宅に太陽光発電設備を設置する事業の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 共同住宅 2以上の世帯が居住する空間が同一の建物にある構造の住宅をいう。
- (2) 管理組合 建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。ただし、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他の団体として主要な点が確定していることを要する。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件に適合する太陽光発電設備（以下「補助対象設備」という。）を前年度の3月1日から当該年度の3月15日までに設置した事業とする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りて連系する太陽光発電設備であるもの。
- (2) 未使用品であるもの（中古品は対象外）。

### (補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内の分譲共同住宅に補助対象設備を設置し、補助対象設備によって発電された電力の一部又は全部を当該共同住宅で使用する管理組合。
- (2) 市内の賃貸共同住宅に補助対象設備を設置し、補助対象設備によって発電された電力の一部又は全部を当該共同住宅で使用する当該共同住宅を所有する個人、

団体又は法人。ただし、個人にあっては、補助対象設備によって発電された電力の一部又は全部を自らの居住の用に供さない場合に限る。

2 前項第1号において、管理組合が設立されていない共同住宅については、建築主が補助金交付の申請を行えるものとし、補助金の交付決定を受けることができる。ただし、補助対象設備によって発電された電力の一部又は全部を当該共同住宅の共用部分で使用する場合に限る。

3 電力会社と電力受給契約を締結していること。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者とはしない。

(1) 市税（市税に係る延滞金を含む。）に未納があるもの。

(2) 綾瀬市個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けることができるもの。

(3) 補助対象事業において本要綱に基づく補助を受けているもの。

(4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当するもの。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、1kW当たり1万円に、発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力で、日本産業規格又はIEC等の国際規格に基づくもの）を乗じて得た額とし、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。ただし、当該額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

2 前項の太陽電池モジュールの最大出力の単位は、kWとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、発電設備の設置後、当該年度の4月1日から翌年3月15日までに、共同住宅用太陽光発電設備設置補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、4月1日又は3月15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、それぞれその翌日とする。

- (1) 設置場所を示す地図（共同住宅の場所を特定できるもの）
- (2) 補助対象事業にかかる工事請負契約書の写し
- (3) 補助対象工事の内訳書（第2号様式）
- (4) 建築工事請負契約書等の写し（新築の場合のみ。建築物の所在地及び所有者が確認できるもの）
- (5) 申請者が管理組合にあっては、補助対象設備の設置が管理組合の決定によることが確認できる書類（建築主が申請する場合にあっては、補助対象設備が後に設立される管理組合により管理されることが確認できる書類）
- (6) 発電設備の設置費に係る領収書の写し若しくはこれに代わるもの
- (7) 太陽電池モジュール製造番号
- (8) 電力会社発行の「特定契約のご案内」
- (9) 発電設備の設置状態を示すカラー写真（建物全体の写真。設置した太陽電池を確認できる写真。パワーコンディショナの全体及び型式等が掲載されている銘板の写真）
- (10) 暴力団排除に係る誓約書兼同意書（第3号様式）
- (11) 役員氏名一覧表（別紙様式）（団体又は法人の場合のみ。）
- (12) 低圧配電線への系統連系協議依頼票等の写し（太陽電池の最大出力の合計値が10kW以上の場合のみ。余剰買取方式で電力受給契約を締結していることが確認できるもの）
- (13) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、交付の適否について、共同住宅用太陽光発電設備設置補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

（補助金の交付等）

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに共同住宅用太陽光発電設備設置補助金交付請求書（第5号様式）に次に掲

げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 共同住宅用太陽光発電設備設置補助金交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、30日以内に補助金を交付する。

(交付決定の取消し並びに補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 交付決定者が、この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(現地調査)

第11条 市長は、補助対象事業を適正に執行するため、補助対象設備の設置の状況を設置場所において調査することができる。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第15条ただし書に規定する市長が定める期間は、10年とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4か年とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3か年とする。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

( 適用期間 )

2 この要綱の適用期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 2 年とする。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

( 適用期間 )

2 この要綱の適用期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 1 年とする。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

( 適用期間 )

2 この要綱の適用期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 8 年とする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

( 適用期間 )

2 この要綱の適用期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 9 年

年とする。